

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日)
當日は、
休きと日
がと日

五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日 昭和四十三年二月一日

名 称 岡本歯科医院
所 在 地 米子市上福原一八三八の一五

診療科名 歯科 岡本治

開設者名

鳥取県告示第百四十六号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第二条第一項

の規定に基づき、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定による申出を受理した旨の通知を受けたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

千葉県

志録医院 茂原市南町一、〇一五

昭和四二年七月一日

坂戸内科小児科医院 習志野市津田沼六の一五六〇

昭和四二年七月一日

告 示

◆公安告示

風俗営業等取締法による聴聞の実施

鳥取県告告第百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

吉川診療所 大阪市港区市岡元町五七六
山岸医院 豊橋市呉服町二九
愛知県

二月六日
七月五日

(第三種郵便物認可) 昭和43年2月27日 火曜日

鳥取県公報

金光歯科 北区老松町五十五八

八月三日 昭和四十三年二月二十七日

生野病院勝山診療所 生野区勝山通六丁目六

九月一日

次野医院 東大阪市旭町一〇番一〇号

八月三日

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十三年二月二十七日

就理井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第二百四十七号

八月三日

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

監事 矢口進

監事 伊藤寛

今西

生産業者の住所及び氏名

監事 笠原芳明

堀

鳥取県大栄水稻二号 第二元毛号 複合肥料

生産業者 東伯郡大栄町由良宿五六

監事 山田其治

今西

大栄町農業協同組合 組合長理事

任期満了による退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 繁原重治

堀

監事 東伯郡関金町大字堀一、八八六

監事 德山国松

今西

監事 増田義人

堀

監事 笠原弘巳

今西

監事 月澄二郎

堀

監事 山田紀久

今西

監事 森下頼義

堀

監事 天口進

今西

監事 今西九三八

堀

鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

十五日就任 任期二年

海士土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	嶋田 勇	岩美郡福部村大字岩戸五三四の二	山根 健二	平田 一三五
早野 元次	"	"	"	上万四五〇
新井野 平吉	"	"	"	五八八
西田 富一	"	"	"	五九四
山下 菊雄	"	"	"	"
			二六三	
			九	
			一二二の一三	
			細川三四〇の一	
			二七九の一	
			三三二の三	
			三一二	
			入江 正雄	就任 任期四年
			西伯郡大山町長田三三〇	
			奥田 一憲	
			"	
			二九七	
			田中 親愛	
			"	
			上万五六九の一	
			四七二	
			昭和四十二年十一月十九日臨時総会において補充選挙の結果当選し十一月十九日就任 任期四年	
			西伯郡大山町上万 四五七	
			西伯郡西伯町大字福成 阿賀	
			西伯郡大山町上万 四四八	
			西伯郡大山町上万 三	
			西伯郡大山町上万 四三一	
			西伯郡大山町上万 七四三	
			西伯郡大山町上万 四七〇	
			西伯郡大山町上万 一	
			西伯郡大山町上万 八六八	
			西伯郡大山町上万 四一五	

上万土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	福見市郎	西伯郡大山町上万	山根 栄造	山根 健二	平田 一三五
谷野章義	"	"	"	"	"
山根順市	"	"	"	"	"
山根茂保	"	"	"	"	"
			細川三四〇の一		
			二七九の一		
			三三二の三		
			三一二		
			入江 正雄	就任 任期四年	
			西伯郡大山町長田三三〇		
			奥田 一憲		
			"		
			二九七		
			田中 親愛		
			"		
			上万五六九の一		
			四七二		
			昭和四十二年十一月十九日臨時総会において補充選挙の結果当選し十一月十九日就任 任期四年		
			西伯郡大山町上万 四五七		
			西伯郡西伯町大字福成 阿賀		
			西伯郡大山町上万 四四八		
			西伯郡大山町上万 三		
			西伯郡大山町上万 四三一		
			西伯郡大山町上万 七四三		
			西伯郡大山町上万 四七〇		
			西伯郡大山町上万 一		

天津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	龟尾忠治	西伯郡西伯町大字福成	山根 健二	平田 一三五
秦柳寿郎	"	"	"	"
景山泰実	"	"	"	"
阿賀	"	"	"	"
			細川三四〇の一	
			二七九の一	
			三三二の三	
			三一二	
			入江 正雄	就任 任期四年
			西伯郡大山町長田三三〇	
			奥田 一憲	
			"	
			二九七	
			田中 親愛	
			"	
			上万五六九の一	
			四七二	
			昭和四十二年十一月十九日臨時総会において補充選挙の結果当選し十一月十九日就任 任期四年	
			西伯郡大山町上万 四五七	
			西伯郡西伯町大字福成 阿賀	
			西伯郡大山町上万 四四八	
			西伯郡大山町上万 三	
			西伯郡大山町上万 四三一	
			西伯郡大山町上万 七四三	
			西伯郡大山町上万 四七〇	
			西伯郡大山町上万 一	

恩崎音春等

就任した役員の氏名及び住所

監事

生田 寛二	三嶋 富興	大塚 利雄	恩田 徳穂	大畠 嶋	大畠 荘
大塚 広忠	守歳 元計	文吉	吉	利雄	富興
植田 時	元	大塚	恩田	大畠	大畠
亀尾 友典	計	大塚	泰実	大畠	恩田
井原 一雄	"	大塚	等	大畠	大畠
亀尾 口口	"	大塚	恩崎	大畠	大畠
桑名 伯	"	大塚	泰実	大畠	大畠
佐野 口口	"	大塚	等	大畠	大畠
早田 田口	"	大塚	恩崎	大畠	大畠
加藤 口口	"	大塚	泰実	大畠	大畠
亀尾 口口	"	大塚	等	大畠	大畠
藤口 口口	"	大塚	恩崎	大畠	大畠
芳孝 伯	"	大塚	泰実	大畠	大畠
継雄 田口	"	大塚	等	大畠	大畠
良治 嘉好	"	大塚	恩崎	大畠	大畠
忠次郎 繼雄	"	大塚	泰実	大畠	大畠
岩夫 稔	"	大塚	等	大畠	大畠

福成

清水川

倭
阿賀

任期満了による退任
野口政治
福成

就任した役員の氏名及び住所
理事

亀尾忠治

西伯郡西伯町大字福成

五一〇

景山泰実

阿賀二五の一

四八七

秦柳寿郎

九四二

恩崎等

一、二八三

三嶋富興

一、二八三

大塚利雄

福成二、三〇二

生田詣雄

一、四九九

大塚利雄

一、一九五

野口勝章

四八五

桑名稔

福成二、五〇四

角原一男

倭三二〇

監事

福成二、五〇四

任期三年

鳥取県告示第百四十九号

昭和四十二年十月二十七日付けで西伯郡淀江町大字福吉八八番地山根研
次ほか四十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業
計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第
九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査し

昭和四十二年十月七日通常総会において総選挙の結果当選し十月八日就

昭和四十三年2月27日 火曜日

鳥取県公報

た結果、これを適當と認めたので同法第九十五条第三項において準用する
同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 淀江町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場所	(面積 平方メートル)	用途	所	(面積 平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大殿字南狐谷一、八三七番地先から一、八四〇ノ三番地先まで	一、八四二ノ一番地	三三・七七	水路敷	一、八五二ノ二番地先まで	三一・七五

場所	(面積 平方メートル)	用途
鳥取市吉成字上小樋井一〇ノ一番地先から一〇	一一八・四〇	水路敷
ノ五番地先まで		

鳥取県告示第百五十四号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途
廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

場所	鳥取県知事 石破二朗	(面積 平方メートル)	用途
倉吉市新田字モガ川六八二ノ四番地先から六八 八番地先まで	六二・六〇	道路敷	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰藏

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町二丁目鳥

取

県

〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕